

新潟県柏崎市多面的機能支払交付金事業実施要領

平成26年7月11日	制定
平成27年4月1日	一部改正
平成30年6月27日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和元年10月1日	一部改正
令和6年3月31日	一部改正
令和7年4月1日	一部改正

(目的)

第1条 この要領は、多面的機能支払交付金事業（以下「事業」という。）の実施により担い手の育成・確保、経営発展及び優良農地の保全を図り、農家及び地域住民が参加して行う農用地、水路、農道等の地域資源を保全管理する地域の共同活動を支援し、もって農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることを目的とする。

(事業種類)

第2条 この事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農地維持支払交付金
- (2) 資源向上支払交付金

(事業内容)

第3条 市長は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）第5に定める広域活動組織又は活動組織（以下「活動組織等」という。）に対して新潟県柏崎市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱（平成26年7月11日制定。以下「市交付要綱」という。）により補助金を交付する。

- 2 各事業種類別の実施内容及び手続等の詳細は、農地維持支払交付金については別紙1、資源向上支払交付金については別紙2で定める。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成26年7月11日から施行し、平成26年度事業から適用する。

(失効)

- 2 この要領は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成30年6月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市多面的機能支払交付金事業実施要領の規定は、令和7年4月1日から適用する。

農地維持支払交付金の実施内容

(事業の実施等)

第1条 農地維持支払交付金を実施しようとする活動組織等の代表者は、毎年度、事業実施計画書（共通様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する事業実施計画書の提出を受けたときは、計画書を審査の上、当該活動組織等に市補助金を交付することが適当と認められるときは、当該事業の実施を決定し、活動組織等にその旨を通知するものとする。ただし、当該決定の通知は、市交付要綱による交付決定の通知をもってこれに代えることができるものとする。

3 活動組織等は、交付金の交付決定前に交付を受けようとする場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(助成)

第2条 市長は、毎年度、予算の範囲内において、農地維持支払交付金に要する費用について、活動組織等に対して補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付条件等は、市交付要綱によるものとする。

(交付単価)

第3条 交付金の基本となる交付単価は、原則として下表の額とする。

地目	農地維持支払交付金の 10a当たりの交付単価
田	3,000円
畑	2,000円
草地	250円

(実施状況等の報告)

第4条 市長は、必要に応じて、活動組織等の代表者に対し、農地維持支払交付金の実施状況確認等について報告を求めることができる。

2 活動組織等の代表者は、3月末までに事業の実績報告書（共通様式第1号）及び実施状況確認報告書（共通様式第2号）を作成し、市長に報告しなければならない。

資源向上支払交付金の実施内容

(事業の実施等)

第1条 資源向上支払交付金を実施しようとする活動組織等の代表者は、毎年度、事業実施計画書（共通様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する事業実施計画書の提出を受けたときは、計画書を審査の上、当該活動組織等に市補助金を交付することが適当と認められるときは、当該事業の実施を決定し、活動組織等にその旨を通知するものとする。ただし、当該決定の通知は、市交付要綱による交付決定の通知をもってこれに代えることができるものとする。

3 活動組織等は、交付金の交付決定前に交付を受けようとする場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(助成)

第2条 市長は、毎年度、予算の範囲内において、資源向上支払交付金に要する費用について、活動組織等に対して補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付条件等は、市交付要綱によるものとする。

(交付単価)

第3条 国実施要綱別紙2の第6の2に定める資源向上支払交付金の交付単価は、次の(1)から(3)までに規定するとおりとする。

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

ア 基本単価

地 目	資源向上活動（共同）の実施に係る交付金の 10a当たりの交付単価
田	2,400円
畑	1,440円
草 地	240円

イ 継続地区の交付単価

(ア) 国実施要領別紙2の第6の2の(1)のイの定めに該当する場合は、ア及びウの(ア)から(ウ)までに掲げる表中の単価に0.75を乗じて得た額とする。

(イ) ウの(ウ)を5年間以上実施した農用地については、ウの(ウ)に掲げる表中の単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

ウ 加算単価

(ア) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

国実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのaの定めに該当する場合に、加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

地 目	資源向上活動（共同）の実施に係る交付金の 10a当たりの交付単価
田	400円
畑	240円
草 地	40円

(イ) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

国実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのcの定めに該当する場合に、加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

地 目	資源向上活動（共同）の実施に係る交付金の 10a当たりの交付単価
田	400円

(ウ) 環境負荷低減の取組への支援

国実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのdの定めに該当する場合に、加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

区 分	資源向上活動（共同）の実施に係る交付金の 10a当たりの交付単価
長期中干し	800円
冬期湛水	4,000円
夏期湛水	8,000円
中干し延期	3,000円
江の設置等 (作溝実施)	4,000円
江の設置等 (作溝未実施)	3,000円

エ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

ア及びイのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動

ア 対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目ごとの交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない活動組織等にあつては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計額とする。ただし、令和6年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、活動組織等への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの交付単価の欄に定める単価（国実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織等にあつては、

当該単価に5/6を乗じて得た額)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た額に相当する金額の合計とする。なお、国実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織等の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

地目	資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する10a当たりの交付単価
田	4,400円
畑	2,000円
草地	400円

(3) 組織の広域化・体制強化

活動組織等への組織の体制強化に対する支援として、国実施要綱別紙5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班(以下「活動支援班」という。)を設置する場合の交付額は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

区 分	1組織当たりの交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円

(実施状況等の報告)

第4条 市長は、必要に応じて、活動組織等の代表者に対し、資源向上支払交付金の実施状況等について報告を求めることができる。

2 活動組織等の代表者は、3月末までに事業の実績報告書(共通様式第1号)及び実施状況確認報告書(共通様式第2号)を作成し、市長に報告しなければならない。

(共通様式第1号)

年 月 日

柏崎市長 様

活動組織等名
氏名

年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙1の第1条第1項及び別紙2の第1条第1項(別紙1の第4条第2項及び別紙2の第4条第2項)の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
2. 年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙2)
3. 年度多面的機能支払交付金 相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表(別紙3)
4. 年度多面的機能支払交付金 特例措置適用実績報告表(別紙4)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」に、「別紙1の第1条第1項及び別紙2の第1条第1項」を「別紙1の第4条第2項及び別紙2の第4条第2項」に、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書(別紙1)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」と置き換え、事業実施計画書(変更)を添えて提出するものとする。
3. 国実施要領第2の22の(2)のオに該当する活動組織等は、事業実施計画書に(別紙2)を添えて提出するものとする。
4. 国実施要領第2の22の(2)のキに該当する活動組織等は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。
5. 国実施要領第1の2の(6)、第2の2の(6)又は2(9)該当する活動組織等は、実績報告書に(別紙4)を添えて提出するものとする。
6. (別紙1)、(別紙2)、(別紙3)及び(別紙4)は、新潟県多面的機能支払交付金実施要領様式第1号(別紙1)、(別紙2)、(別紙3)及び(別紙4)を準用

(共通様式第2号)

年 月 日

柏崎市長 様

活動組織等名
氏名

年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書

新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙1の第4条第2項及び別紙2の第4条第2項に基づき、下記関係資料を添えて提出する。

記

活動組織等実施状況確認表(新潟県多面的機能支払交付金実施要領様式第3号別紙)

<施行注意>

新潟県多面的機能支払交付金実施要領様式第3号別紙を準用